

## 監査上の主要な検討事項（KAM）に関する Q&A 集・統合版

2020年6月8日  
公益社団法人日本監査役協会  
会計委員会



## 目次

※項目番号横の★は統合版作成に当たり新たに追加した項目を示す。

はじめに	3
1. KAM の概要	
(1) 概要	
Q1-1-1 KAM の定義	4
Q1-1-2 KAM の適用対象、適用開始時期	4
(2) 導入の背景	
Q1-2 KAM 導入の背景、目的	5
(3) KAM として考えられる事項はどのようなものか	
Q1-3-1 会社の事業上のリスクと KAM の関係	6
Q1-3-2 「特別な検討を要するリスク」と KAM の関係	6
Q1-3-3 会社の未公表情報と KAM の関係	6
Q1-3-4 KAM の歴年変化	8
Q1-3-5 KAM の記載内容の詳細度	8
Q1-3-6 財務報告に係る内部統制に関する事項と KAM の関係	8
Q1-3-7 KAM の個数	8
Q1-3-8 画一的な記載（ボイラープレート化）への懸念	9
★Q1-3-9 有価証券報告書に記載する事業等のリスクと KAM の記載項目の関連性	9
★Q1-3-10 有価証券報告書に記載する監査役会等の活動状況の記載内容と KAM との関連性	10
2. 導入に向けて	
★Q2-1 KAM 導入に向けたスケジュールと準備	10
3. 実務上のポイント	
(1) 監査契約	
Q3-1 監査契約締結段階での留意事項	12
(2) 監査計画	
Q3-2-1 監査計画段階での監査人とのコミュニケーション	13
Q3-2-2 監査計画段階での執行側とのコミュニケーション	13
Q3-2-3 KAM 候補に関する監査役等と監査人との見解相違への対応	14
Q3-2-4 KAM 候補に関する執行側と監査人との見解相違への対応	14
Q3-2-5 KAM 候補に選定されなかった事項への対応	14
Q3-2-6 KAM と監査役会等の重点監査項目の関係	15

(3) 期中	
Q3-3-1 期中における監査役等の対応	15
Q3-3-2 会社側による重点監査依頼項目と KAM の関係	16
★Q3-3-3 KAM に関するコミュニケーションの手順	17
★Q3-3-4 KAM に関するコミュニケーションにおける監査役等の役割	17
(4) 期末 (監査報告書作成時)	
Q3-4-1 監査報告書作成段階における監査役等の対応	18
Q3-4-2 具体的な選定事項や記載内容において監査役等と監査人の間に見解の相違があった場合の対応	19
Q3-4-3 会社法上の会計監査人の監査報告書における KAM の取扱い	19
Q3-4-4 監査役等の監査報告書への影響	20
(5) 株主総会に向けた対応	
Q3-5-1 株主総会で質問が予想される KAM	22
Q3-5-2 株主総会での KAM に関する質問に備えて会社として準備すべき事項	23
Q3-5-3 監査役等に対し KAM に関する質問があった場合の対応	24
4. その他	
Q4-1 KAM 導入と監査役等の法的責任	25
★【参考資料】	25

## はじめに

監査人の監査基準の改訂により、金融商品取引法（以下、「金商法」という。）上の監査人の監査報告書に、監査上の主要な検討事項、英語表記で「Key Audit Matters」（以下、「KAM」という。）を記載することが義務付けられることとなりました。

KAM の選定は監査人が行いますが、監査役若しくは監査役会、監査等委員会又は監査委員会（以下、「監査役等」という。）と協議した事項の中から選定されるため、監査役等は、KAM の取扱いにおいて重要な役割を果たすことが期待されます。その一方で、今までにない新しい制度であることから、実務における影響が懸念される場所でもあります。そこで、KAM の円滑導入に向けた監査役等の実務支援ツールとして、本 Q&A を作成することとしました。

本 Q&A 集は、当初、2020 年 3 月期決算の監査からの早期適用に向けた検討を行う場合の対応を勘案し、前後編の 2 分割構成として作成されました。

前編…KAM に関する概要に加え、早期適用を行う場合に直近で対応が必要となる事項（監査契約の締結、監査計画の策定段階）までを収録（2019 年 6 月 11 日公表） 後編…期中の対応、期末（監査報告書作成段階）から定時株主総会に向けた対応等を収録（2019 年 12 月 4 日公表）
--

本稿は、今後の参照の便宜のために、前後編の内容を統合するとともに、公表以後の各所の議論の内容を踏まえた修正、並びに設問の追加等の再検討を行ったものです。なお、早期適用関連の Q&A については、対応時期が限定されることから、上記前編（Q2-1 等）を御参照いただくこととし、本稿への収録は見送らせていただいたことを予め御了承ください。

また、本 Q&A 中にあるスケジュールは、3 月決算会社を前提に作成していますので、3 月決算会社以外の方は必要に応じ調整いただければ幸いです。

## 1. KAMの概要

### (1) 概要

#### Q1-1-1 KAMの定義

KAMとは何でしょうか。

A. 「当年度の財務諸表の監査の過程で監査役等と協議した事項のうち、職業的専門家として当該監査において特に重要であると判断した事項」であり、監査人が財務諸表監査において遵守することを求められている基準である「監査基準」の改訂によって、監査人の監査報告書への記載が義務付けられることとなりました。(企業会計審議会、改訂監査基準 第四報告基準 二2 (2))

従前より、監査計画策定の時点から、監査上の重点事項につき監査人から監査役等に報告され、両者間で意見交換が行われていると思います。監査人は期中監査を通じてこれらの重点事項の見直しを行うとともに、監査役等との協議を通じ、その重要性の絞り込みを行い、期末に KAM として記載する事項を決定し、監査報告書に記載することになります。

なお、KAM は、監査人の監査意見ではなく監査プロセスに関する情報提供であり、監査人の監査報告書上も、監査意見とは明確に区別して記載されます。監査人の監査報告書上では、監査意見に続いて、KAM の基本的な性質（財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、監査人は当該事項に対して個別に意見を表明するものではない旨）を示す文章が挿入されます。そして、それに続いて、個々の KAM についての記載事項として、「KAM の内容」、「当該事項を KAM であると判断した理由」、「当該事項に対する監査上の対応」の 3 点が記載されることとなります。

KAM は、監査役等と協議した事項から選定されるため、監査役等と監査人のコミュニケーションがより重要になるといえますが、コミュニケーションの本質を変えるものではありません。グローバルスタンダードであるリスクマネジメント<sup>1</sup>の重要性を再認識する機会と捉えて、ガバナンス向上の一環として前向きに対応することが望ましいと考えられます。

#### Q1-1-2 KAMの適用対象、適用開始時期

KAM は、いつからどのような会社を対象に適用となるのでしょうか。監査役等としてはいつから対応を開始しなければならないのでしょうか。

A. KAM は、金商法に基づく有価証券報告書等提出会社（非上場企業のうち資本金 5 億円未満又は売上高 10 億円未満、かつ負債総額 200 億円未満の企業は除く。後掲表参照）に対し記載が義務付けられ、2021 年 3 月期決算に係る財務諸表の監査からの適用となりますが、

<sup>1</sup> 本稿においてリスクマネジメントとは、中・長期にわたる企業の持続的な成長と企業価値向上に向けた事業運営や経営に関するリスクマネジメントを指します。

それ以前の決算に係る財務諸表の監査から適用することは妨げられません。円滑な導入に向けては、早い段階からリスクマネジメントの強化を図りトライアル等の対応を進める必要があります。

【有価証券報告書提出会社である非上場企業における KAM の適用対象（監査証明府令第 3 条第 4 項第 2 号）】

		負債 200 億円未満	負債 200 億円以上
資本金 5 億円未満		KAM の対象外	KAM の対象
資本金 5 億円以上	売上高 10 億円未満	KAM の対象外	KAM の対象
	売上高 10 億円以上	KAM の対象	KAM の対象

※上記はそれぞれ最終事業年度に係る貸借対照表・損益計算書における計上額について判断されます。

（出典：JICPA「監査報告書に係る Q&A」Q2-1「監査上の主要な検討事項の適用範囲」（注 1）に基づき記載）

## （2）導入の背景

### Q1-2 KAM 導入の背景、目的

どのような背景で KAM が導入されたのでしょうか。また、KAM は何を目的としているのでしょうか。

A. 投資家や株主といった監査報告書の利用者に監査のプロセスに関する情報提供を充実させる動きは世界的な潮流にあるといえ、欧州ではオランダをはじめとする欧州連合加盟国 27 カ国や英国で KAM の導入が開始されており、米国でも（米国では Key Audit Matters ではなく、Critical Audit Matters といわれています）2019 年 6 月 30 日以降終了事業年度の大規模早期提出会社の監査から提供が開始されています。日本でも、2016 年 3 月に公表された金融庁の「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言で、「監査報告書の透明化」が取り上げられました。

その後の金融庁を中心とした検討を経て、2017 年 10 月から企業会計審議会監査部会において審議が開始され、2018 年 7 月 5 日に、「監査基準の改訂に関する意見書」が公表され、KAM の導入が決定しました。

KAM の導入は、前述したとおり、事業環境、内容、規模等による企業ごとの監査の重点事項の違いを明確にすることにより、投資家や株主といった監査報告書の利用者に監査の透明性の向上を図ることが一義的な目的ですが、監査や財務諸表に対する財務諸表利用者の理解の深化、監査人の緊張感、監査人、監査役等及び執行側相互のコミュニケーション活発化による監査品質の向上、リスクマネジメントの重要性への認識向上といったこれまでに記載されなかった情報の開示による効果も期待されています。

(3) KAMとして考えられる事項はどのようなものか

**Q1-3-1 会社の事業上のリスクとKAMの関係**

会社の事業上のリスクがKAMとして記載されるのでしょうか。

A. KAMは、財務諸表監査の過程で監査役等と協議した事項の中から監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項が選定されます。事業上のリスクが当期又は将来の財務諸表に大きな影響を及ぼすことはありますので、結果として会社の事業上のリスクがKAMの記載に含まれることは考えられます。例えば、過去の大型買収案件におけるのれん減損リスク等が、財務諸表に与える影響が大きいと判断される場合にKAMとして取り上げられることが考えられます。

事業上のリスクがKAMとして記載されることにより、会社にとっては株価への影響を懸念される向きもありますが、KAMは、監査において監査人が特に重要と考えた事項ですので、監査意見の中で特に指摘がなければ、監査の結果問題がないと判断されたこととなり、当該事項に対する企業側のリスクマネジメントについての信頼性を高めることとなります。この認識を監査役等、監査人、執行側といった関係者の間で共有することが大事です。

**Q1-3-2 「特別な検討を要するリスク」とKAMの関係**

これまで監査人とのコミュニケーションの中で扱われてきた「特別な検討を必要とするリスク」がある事項とKAMとは同じでしょうか。

A. 「特別な検討を必要とするリスク」は、会計上の見積りや重要な虚偽表示リスクの高い事項、収益認識、関連当事者間で行われる通常ではない取引等の特異な取引等、監査人が監査実施の過程においてリスク・アプローチの観点から特別な検討を行う事項です。監査人の実務指針（監査基準委員会報告書（以下、「監基報」という。）701）においてKAMの決定に際し考慮が求められている項目の一つですが、その全てがKAMとなるわけではありません。ただし、「特別な検討を必要とするリスク」は多くの場合KAM候補といえますので、監査人に説明を求めるとともに、十分議論を尽くすことが求められます（Q3-2-1参照）。

**Q1-3-3 会社の未公表情報とKAMの関係**

会社にとって未公表であった情報がKAMとして開示されてしまうことがあるのでしょうか。

A. 監査人は、公認会計士法第27条において正当な理由がない限り委託者である会社側に対し守秘義務を負っています。KAMの選定と記載は、最終的には監査人が判断しますが、監査人が追加的な情報開示を促したにもかかわらず経営者が情報を開示しないときに監査人が職業的専門家として正当な注意を払って記載している場合は、守秘義務解除の正



当な理由に該当します。また、KAMは、「当該事項の記載によって企業又は社会にもたらされる不利益が、当該事項を記載することによりもたらされる公共の利益を上回ると合理的に見込まれない限り」、記載することが適切とされています。KAMとして記載することは、監査の透明性を向上させることであり、公共の利益に資するものと推定されることから、監査人がKAMと判断しながら監査報告書に記載しない場合は極めて限定的とされています。

守秘義務解除の適否の問題は、多くの場合は監査人、執行側と十分に議論することにより回避できるものと考えられます。例えば、係争中の訴訟案件に関する情報や取引の相手方に対し守秘義務を負っている情報などの機微情報を全面的に開示することは、守秘義務解除の正当な理由に該当しないこともあり得ますが、企業に関する未公表情報<sup>2</sup>が不適切に開示されないよう、監査人が監査役等、執行側と十分に議論し実態に即した適切な内容とすることにより問題を回避できるものと考えられます。

また、KAMの選定と記載に当たり、どのような情報開示が中長期的に会社の企業価値の向上に資するかという観点も重要であり、例えば、日本の会計基準を採用している場合においても、国際会計基準（IFRS）や米国会計基準等グローバルに認められた企業会計の基準で開示が求められる事項を参考に、KAMの記載を検討することも考えられます。

実務においては、会社側が開示をちゅうちょする場合は何らかの理由があるはずで、監査人としてもその理由を理解せずに、一方的にKAMの記載内容を決めることはまずないと考えられます。また、KAMは監査役等と協議した事項から選定されるので、監査役等としては、KAMの選定過程において、適宜監査人や執行側と情報交換の場を設定し、最終的なKAMの内容の決定が円滑に行われるよう努めることが求められます。「監査の内容に関するより充実した情報が提供されることは、公共の利益に資するもの」との基本的な考え方を踏まえた上で、企業に関する未公表の情報を不適切に開示することがないように機微情報を取り扱う必要があります。その過程で、KAMの記載において未公表の情報に言及することが適当であり、開示内容が妥当であることについて監査人と合意する場合には、監査人が当該情報の開示を執行側に促すことを監査役等が後押しすることも求められており<sup>3</sup>、執行側との意見交換に要する時間を考えると早めに対応することが望まれます（Q3-2-2～3-2-4参照）。

---

<sup>2</sup> 監基報 701 A35 項において、企業に関する未公表の情報とは、企業によって公にされていない当該企業に関する全ての情報をいい、当該情報の提供に関する責任は経営者にあるとされています。なお、財務諸表又は監査報告書日において利用可能なその他の記載内容に含まれている情報や、決算発表又は投資家向け説明資料等により、企業が口頭又は書面により提供している情報等は企業によって公にされている情報であるため、企業に関する未公表の情報には含まれません。

<sup>3</sup> 「監査基準の改訂について」（平成 30 年 7 月 5 日 企業会計審議会）二 1 (5)（「監査上の主要な検討事項」と企業による開示との関係）参照。

#### **Q1-3-4 KAMの歴年変化**

KAMは毎年内容が異なることとなるのでしょうか。

A. KAMは、当該事業年度の財務諸表監査の過程で監査役等と協議した事項の中から監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項ですので、前年度と同じ事項を取り上げることもありますし、前年度と同じ事項は取り上げず、新たな事項が選定されることもあります。なお、監基報701 A11項では、前年度の監査報告書に記載されたKAMを当年度において更新することは求められていませんが、一度KAMとして選定された事項は、次年度以降も引き続きKAMに該当するかを検討することは有用であるとされています。

KAMとして選定された事項は、その時点で特に重要であると認められたことを意味しますので、次年度において監査人がその重要性をどのように評価しているかを知ることは、監査役等にとっても重要です（コーポレートガバナンス・コード補充原則3-2参照）。

#### **Q1-3-5 KAMの記載内容の詳細度**

KAMは、通常、どの程度詳しく記載されることが予定されているのでしょうか。

A. KAM導入の主たる目的は、財務諸表利用者への監査プロセスに関する情報提供の充実ですから、個社ごとの特徴が分かり、財務諸表利用者の判断に貢献する内容の記載が望まれます。

#### **Q1-3-6 財務報告に係る内部統制に関する事項とKAMの関係**

財務報告に係る内部統制に関する事項がKAMとして記載されることはあるのでしょうか。

A. 監査人が、当該事業年度の財務諸表監査の過程で職業的専門家として「財務報告に係る内部統制に関する事項」が特に重要であると判断した場合には記載されることが考えられます。例えば、ITシステムは財務情報の収集・整理に有用であり、財務報告に係る内部統制にも影響を与えるものですが、監基報701 A18項において、監査人が特に注意を払った事項となる可能性がある事例としてITシステムの新規導入や変更が挙げられており、これらの事項がKAMとして選定されることも考えられます。

#### **Q1-3-7 KAMの個数**

KAMとして記載されるものがないということはあるのでしょうか。逆に、KAMとして多くの事項、例えば、10個以上の事項が記載されることはあるのでしょうか。

A. KAMの個数は、会社の規模及び複雑性、事業及び環境、並びに監査業務の状況等に基

づき、監査役等と協議した事項の中から監査人の職業的専門家としての判断によって決定されます。

監基報 701 A59 項では、上場会社の監査において一つも KAM がないという事態はまれであるとされています。KAM は、個々の会社の監査で相対的な重要性により決定されますので、KAM が一つもないということは、リスク・アプローチの監査において考えにくい状況です。KAM として多くの事項を記載することを否定するわけではありませんが、相対的な重要性であることを考えるとある程度の絞り込みが現実には行われるのではないかと考えられます。

#### **Q1-3-8 画一的な記載（ボイラープレート化）への懸念**

画一的な記載（いわゆる「ボイラープレート」）が横行し、制度の目的が満たされない懸念はありませんか。

A. KAM 導入の主たる目的は、財務諸表利用者への監査プロセスに関する情報提供の充実であり、財務諸表利用者にとって有用なものとなるためには、個々の企業の監査に固有の情報が記載されることが必要ですが、会社自身の開示姿勢が消極的であったり、なるべく無難な記載にとどめようとする横並びの意識が強ければ、各社の KAM が似通った記載となり、導入の意味が損なわれることになりかねません。

ボイラープレート化を避けるためには、KAM の記載が、監査の透明性ひいては信頼性を高めるだけでなく、企業のリスクマネジメントへの信頼性を高め、企業価値の向上につながるものであることを監査役等、監査人、執行側といった関係者間の共通認識とすることが大事で、監査役等としても執行側の理解を促進することが期待されています。東証の上場制度の変革も進められており、リスクマネジメントの強化や生産性の向上による持続的な企業価値の向上が求められていますので、積極的な早期の検討とともに、いわゆる「様子見」により、定型的な記載が中心とならないよう関係者間の不断の努力により、制度として定着することが期待されます。

#### **Q1-3-9 有価証券報告書に記載する事業等のリスクと KAM の記載項目の関連性**

KAM に選定された項目は、有価証券報告書に記載する事業等のリスクでも必ず記載しなければならないのでしょうか。

A. 両者において必ず整合性が求められているわけではありませんが、結果としては整合することになると思われます。また、従来開示されていない事項が金商法上の監査人の監査報告書で初めて記載されるような事態になれば、会社の開示に対する姿勢が議論の対象となり得ますし、有価証券報告書等の記載内容を規定する開示に関する内閣府令（以下、「開示府令」という。）の改正により事業等のリスクに関する記載の充実が要求されていますの

で、可能な限り記述情報の充実が図られることが望ましいと考えられます。

なお、当該事項の記載は財務諸表の注記における追加情報等の形でもよいと考えられますので、有価証券報告書内の整合性等を十分に確認することが求められます<sup>4</sup>。

#### **Q1-3-10 有価証券報告書に記載する監査役会等の活動状況の記載内容と KAM との関連性**

開示府令の改正により開示が求められることとなった監査役会等の活動状況における記載内容において、KAM との整合性は求められるのでしょうか。

A. KAM との整合性そのものは求められていないと考えられます。

開示府令において監査役会等の活動状況の記載が求められることとなった趣旨は、それぞれの会社の監査役会等においてどのような活動がなされているか、どのような事項が議題に上っているのか等について個社の違いを利用者にとって明らかにする点にあり、監査役等の活動状況における記載内容に KAM を記載しなければいけないということはありません。また、監査役等は業務監査も行うことからすると、両者が完全に一致することもほとんどないと考えられます。

## **2. 導入に向けて**

#### **Q2-1 KAM 導入に向けたスケジュールと準備**

新規上場により新たに KAM の記載が義務付けられることとなる場合、導入に向けては、上場申請期以前の監査報告書における KAM の記載の可否を含め、どのようなスケジュールが想定されるのでしょうか。また、どのような準備を進めるべきでしょうか。

A. 新規上場に伴い KAM の導入に向けた準備を進める前提として、いつから自社の監査報告書に KAM の記載が義務付けられることになるのか（上場申請期以前の監査報告書における KAM の記載の可否）を確認する必要があります。

新規上場に当たっては、取引所に提出する「新規上場申請のための有価証券報告書（I の部）」に含まれる財務諸表に対し、上場申請を行う直前期、直前々期の二期分の監査報告書（①）が必要となります。一方、上場承認後、新株発行決議の際には、有価証券届出書の提出が必要となりますが<sup>5</sup>、その際にも同様に上場申請を行う直前期、直前々期の二期分の監

<sup>4</sup> 整合性の確認に当たっては、企業会計基準第 31 号「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準委員会 2020 年 3 月 31 日公表）等にも留意する必要があります。

<sup>5</sup> なお、新規上場等において金商法第 24 条第 1 項第 3 号の規定に従い有価証券届出書を提出する時点で有価証券報告書を提出しなければならない会社（監査証明府令第 3 条第 4 項第 2 号）に該当すると解されています。

査報告書(②)が必要となります。

上記のうち、②は金商法に基づく監査であるのに対し、①は取引所の上場規程によって求められる金商法第193条の2の規定に準ずる監査であり、厳密には金商法に基づく監査ではありませんが、後日提出が予想される②と同様であることが想定されています。

そして、②の提出時点において当該会社は上場会社ではないことから、②におけるKAMの記載の要否は、非上場会社の金額基準に照らし、一定規模以上であるかどうか(「資本金5億円未満又は売上高10億円未満、かつ負債総額200億円未満の企業は除く」、Q1-1-2参照)によることとなります(後掲表参照)。

【新規上場時の有価証券届出書に係る監査におけるKAM記載の要否(任意適用する場合を除く。)]

	2020年3月期 (早期適用)	2021年3月期 (強制適用)	2022年3月期	2023年3月期
<b>パターン1</b>	直前々期	直前期 (最終事業年度)	申請期	
一定規模以上か 否か(※1)		一定規模以上		
KAMの要否	KAM不要	KAM必要		
<b>パターン2</b>		直前々期	直前期 (最終事業年度)	申請期
一定規模以上か 否か(※1)			一定規模以上	
KAMの要否		KAM必要(※2)	KAM必要	
<b>パターン3</b>		直前々期	直前期 (最終事業年度)	申請期
一定規模以上か 否か(※1)			一定規模未満	
KAMの要否		KAM不要(※2)	KAM不要	

※1 一定規模以上か否か(「資本金5億円未満又は売上高10億円未満、かつ負債総額200億円未満の企業は除く」)は、上場申請の直前期を基準に判断されます。

※2 直前々期が強制適用以後で、直前期が一定規模以上の場合には、直前期、直前々期いずれの監査報告書においても、KAMの記載が必要となります。一方、直前期が一定規模未満の場合は、直前期、直前々期いずれの監査報告書においても、KAMの記載は不要となります。

(出典：JICPA「監査報告書に係るQ&A」Q2-1「監査上の主要な検討事項の適用範囲」(注2)に基づき記載)

KAM の記載が求められる場合、上場申請を行う直前々期から KAM の記載が求められることとなりますので、直前々期の監査契約締結段階、並びに監査計画作成段階から対応が必要となり得ることを予め認識しておく必要があります。一方、金額基準に満たず、KAM の記載が不要である場合でも、上場後は KAM の記載が求められることとなりますので、円滑な導入に向けて早期段階から準備を進めておくことが重要です。例えば、自社の状況で KAM を記載するとしたらどのようなようになるかにつき予めトライアル<sup>6</sup>を実施しておくことは、執行側も含めた自社全体として KAM に対する理解を深める上で有効です。

監査人の監査の環境整備に責任を有する監査役等としては、KAM が円滑に導入されるよう、積極的な役割を果たすことが求められます（監査役監査基準第 31 条）。上場準備の早期の段階から、監査人との間で KAM の導入について対応方針を確認するとともに、執行側との間では、KAM の議論を通じて問題点を洗い出し対策を講じることはリスクマネジメントの強化につながるとの認識を共有しておく必要があります。

### 3. 実務上のポイント

#### (1) 監査契約

##### Q3-1 監査契約締結段階での留意事項

監査契約締結の段階で留意すべき事項は何でしょうか。

A. Q3-2-1 で後述するように、KAM は従来の監査手続を大幅に変えるものではありません。監査計画から始まる監査の過程で、監査人は監査役等とより一層密接なコミュニケーションを求め、執行側とのコミュニケーションもより一層密接に行います。監査報告書策定時には、KAM の具体的な文言についての協議も必要と考えられることから、監査に費やす時間は一定程度増えると思われれます。

監査役等は、KAM が導入されることにより監査見積時間数及び報酬額等が影響を受ける理由について監査人に説明を求め、このような影響が適正に反映されているかを確認します。監査役等は、三様監査のリーダーとして、監査品質の向上、監査サービス内容の向上が企業の持続的成長に必要であることを認識し、十分な協議を行う必要があります。また、任意とされる会社法監査への KAM の適用を行うかどうかを確認しておくことも必要であると考えられます。

<sup>6</sup> トライアルの手順としては、例えば以下のようなものが考えられます。

① 直近の決算結果を基に、適用した場合の監査報告書がどのようなものかトライアルを実施する。具体的には、監査人が監査役等と協議し、また執行側から事情聴取を行った上で、試験的に KAM を選定するとともに、記載内容を確定し、監査役等及び執行側に報告する。

② トライアルの結果を基に、実務上の課題点の洗い出しを行い、対応方針を決定する。

## (2) 監査計画

### Q3-2-1 監査計画段階での監査人とのコミュニケーション

監査計画の策定において、従来行っている監査人とのコミュニケーションに変化があるのでしょうか。

A. 監査人とのコミュニケーションの在り方においては、本質的な変化があるわけではありません(リスク・アプローチによる監査活動は変わらず、監査役等の中での議論も必要)。従来、監査計画策定の段階では、監査人より監査計画の概要の説明がなされ、その中で監査上の重要論点についても説明がなされています。その際に、KAMの候補についても説明があると考えられます。ただし、期中の監査活動を通じてKAMの候補の絞り込みや入替え等が行われ、最終的には期末の監査報告書で決定されるので、監査計画の時点では、候補として適切であるかを検討することになります。

監査役等としては、KAMの候補とされた事項の内容をよく理解し、当該期における開示の可能性も勘案しながら、執行側ともコミュニケーションを行うことが求められます。なお、候補とはいえ、監査上の重点項目であることは変わりませんので、監査上の対応、例えば、監査人とのコミュニケーションの頻度、日程、方法等も検討しておく必要があります。

そして、監査役等は、KAM候補を含むリスク情報等についての監査人とのコミュニケーションを、監査計画の作成や修正の参考にするなど、自らの監査に役立てることが求められます。

### Q3-2-2 監査計画段階での執行側とのコミュニケーション

監査計画の策定時点で、KAM候補につき執行側とコミュニケーションを行う必要があるのでしょうか。

A. ある事項をKAMとして記載するか否か、また、記載する場合の記載内容については、監査人、監査役等、執行側の各者間で見解の相違が生じることが考えられます。執行側としては、株価や事業活動に与える影響を心配し、特に未公表の情報の取扱いには関心があると思われ、期末になって初めて相違が顕在化し、対応に苦慮することのないよう、各者間でコミュニケーションを図る必要があります。また、監査役等としては、KAM候補とすることについて監査人と意見の一致を見た事項については、監査人を後押しする立場を取ることが求められます(Q1-3-3参照)。

### **Q3-2-3 KAM 候補に関する監査役等と監査人との見解相違への対応**

KAM の候補となる項目の検討において監査役等と監査人との間で見解の相違があった場合に、監査役等としてどのように対応すべきでしょうか。

A. KAM の候補となる項目について監査役等と監査人との間で見解の相違がある場合は、最終的に監査人の監査報告書の記載が決まるまで、期中から議論を尽くすことが必要です（期中の監査やその内容に基づくコミュニケーションによって、KAM の候補についての見直しが行われることも考えられます）。監査報告書作成時においても相違が存する場合には、監査役等はそれらを整理するとともに、何らかの対応を取ることが考えられます（Q3-4-2 参照）。

なお、監査人との意見交換については、監査役等の監査報告書の作成や定時株主総会での対応を視野に入れ、都度書面を残すことが望ましいと考えられます。

### **Q3-2-4 KAM 候補に関する執行側と監査人との見解相違への対応**

KAM の候補となる項目の検討において、監査役等と監査人との間での見解は一致するも、執行側と監査人とで、見解の相違があった場合、監査役等としてどのように対応すべきでしょうか。

A. KAM 候補としての選定過程において監査人と協議を行い、候補とすることに同意している以上、監査役等としては、期中から監査人を後押しし、例えば、特に未公表の情報については執行側に開示を改善するよう促していくことが求められます。実務的には、日本の会計基準に準拠して決算を行っている会社において、当該事項が IFRS や米国会計基準等グローバルに認められた企業会計の基準に準拠した場合に開示が要求される事項であれば、その旨を執行側に提示し、開示の改善に向けた働きかけをしていくことも考えられます（Q1-3-3 参照）。

### **Q3-2-5 KAM 候補に選定されなかった事項への対応**

検討の結果、KAM に選定されなかった事項に対して、監査役としてどのように対応すべきでしょうか。

A. KAM は、財務諸表監査の過程で監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項であり、それ以外の事項についても通常の監査が行われます。監査役等として重点的な監査が必要と判断する事項については、KAM に選定されなかったとしても、監査人の監査をしっかり注視していくことになります。



### Q3-2-6 KAMと監査役会等の重点監査項目の関係

期初において KAM 候補となった項目と、監査役会等の重点監査項目は一致させるべきでしょうか。それとも、両者はすみ分けるべきでしょうか。

A. 一致をさせる、あるいは予めすみ分けるといった整理をする必要はありませんが、両者とも監査上の主要な論点ですので、監査役等としては、監査人の情報と執行側の見解を十分に聴取し、チェックすることは必要です。

監査人に求められる専門的な手続について、監査役等が同じことを行う必要はありません。監査人からは、監査意見とは別に、監査手続や内容、評価等とともに、網羅的に識別されたリスク情報についての説明がなされますので、監査役等としては、俯瞰的な目線から、全体をよく議論し、内容を理解し、結果が適正であるかをチェックすることが求められます。

### (3) 期中

#### Q3-3-1 期中における監査役等の対応

期中において、監査役等として対応すべき事項はどのようなものでしょうか。

A. 監査人は、財務諸表の監査の過程で監査役等とコミュニケーションを行った事項の中から監査上特に注意を払った事項を選定し、その中から職業的専門家として特に重要であると判断した事項を KAM として決定します。監査人が KAM を最終的に決定するのは監査報告書の内容を確定する時点になりますが、当該期の監査の過程においては、期初の監査計画策定の段階で KAM の候補を選定し、期中の監査活動の進捗状況を反映して適宜見直し（追加、絞り込み、入替え）が検討されます。

KAM は、

- ・特別な検討を必要とするリスクが識別された事項又は重要な虚偽表示のリスクが高いと評価された事項
  - ・会計上の見積りなど、経営者の重要な判断を伴うため、監査人の重要な判断が必要となった事項
  - ・当年度に発生した重要な事象又は監査に大きな影響を与える取引等を考慮して監査人が絞り込みますが、
  - ・固定資産やのれんの減損、各種引当金
  - ・収益認識（工事進行基準、変動対価、履行義務の識別と取引価格の配分など）
  - ・税金計算（繰延税金資産の評価など）
  - ・関連当事者との重要な取引又は通例でない重要な取引
- 等が例として挙げられます。

こうした監査人による KAM 候補の見直しは、監査の過程で随時行われるものです。監査人が監査計画の前提として把握した事象や状況が変化した場合、あるいは監査の実施過程

で新たな事実が発見された場合が見直しの契機となることが多いと思われます。監査役等が監査人の監査に影響を及ぼすと判断した事象を監査人に伝達した場合も契機となると考えられますので、リスクの先送りとならぬよう監査役等は受け身にならずに能動的に対応することが望まれます。この KAM 候補の見直しは重要なプロセスではありますが、期中も監査人の監査に影響を及ぼす事象が発生すれば監査役等と監査人の間で随時協議を行っていることと思われますので、基本的には監査計画策定時と同様、監査人とのコミュニケーションに本質的な変化があるわけではありません。監査計画策定時に監査人から説明を受けた重要な検討項目について、その進捗状況を適宜監査人に対しヒアリングを行い、必要に応じて監査役会等の場に監査人も同席するよう要請するなどの方法により理解を深めることも必要になります。

また、監査人による四半期レビューの実施状況報告における重点監査項目の検討状況の説明は、KAM 候補に対する監査の実施状況を確認するよい機会ですので、監査人から監査の状況に加え、様々なリスクについて網羅的な識別情報の説明を受けるとともに、その説明を聞いて違和感があれば解決を図っていくといった形で、意見交換を通じて相互に監査の状況に関する理解を深めるよう十分な協議が必要となります。

なお、KAM 候補の見直しについても、監査計画策定時と同様、執行側との十分なコミュニケーションが必要です。特に、KAM 候補に関連する財務諸表又はそれ以外の手段による開示状況と KAM の記述に未公表情報を含める必要があるかについては、監査人に都度十分な説明を行うよう促すことが重要です。監査役等が監査人の見解に同意している一方で執行側が追加的な情報開示に難色を示しているような場合、監査役等は、必要に応じ、執行側に対して「株主や投資家といった利用者の信頼を得、ひいては持続的な企業価値の向上には当該情報の開示が必要である」旨の見解を表明するとともに、開示の方法と内容につきグローバル標準の開示基準を参考にする等複数の視点で十分に議論を行い、執行側の理解を深めることが求められます。

### **Q3-3-2 会社側による重点監査依頼項目と KAM の関係**

経営者又は監査役等が、監査人に、ある特定の領域について重点的に監査してほしい旨要請したような場合には、それが KAM の一つとして記載されることになるのでしょうか。

A. 経営者又は監査役等が重点的に監査するよう要請するのは、企業の健全性にとって重要と判断した結果ですので、KAM の候補となる可能性はあります。

ただし、KAM（候補）とならなかった場合でも、監査人の監査は財務諸表全体に対して行われますので、監査役等としては、自身が重要と考える事項に関する監査の状況を、四半期レビュー時等を含め都度監査人に確認し、意見交換を行うことが求められます。

### Q3-3-3 KAMに関するコミュニケーションの手順

KAMに関するコミュニケーションの手順として、監査役等、監査人、執行側の三者間の協議はどのような手順で行われるのでしょうか（三者が一堂に会する形が想定されるのでしょうか）。

A. 選定プロセスのいずれかの段階で三者が一堂に会する形での協議が必要になることは当然想定されますが、前述のとおり、監査人による KAM 候補の見直しが監査の過程で随時行われることとなりますので、まずは監査人と執行側における議論が行われ、その結果に基づいて監査人、あるいは執行側から監査役等への説明と協議が行われるという手順が想定されます。監査役等としては、予め行った自身の監査プロセスの中で認識しているリスク情報や懸念事項に照らして内容を理解し、判断することが求められます。

一方、最終的に三者間のコミュニケーションの結果を集約し、それぞれの認識を共通化させるプロセスとしては、5月中旬頃の会社法上の会計監査人の監査報告書が提出される段階で、KAM のドラフトの確認を行う必要があります。報告を受けた最終的な監査結果の内容と識別された網羅的なリスク情報に基づき、リスク対応の進捗について評価した上で、執行側も同席する監査報告の場合あるいはその前後で、監査人、執行側、内部監査部門それぞれの評価に照らして自身の監査結果と KAM のドラフトで違和感がないかを最終的に評価することが必要になります。

### Q3-3-4 KAMに関するコミュニケーションにおける監査役等の役割

KAMに関するコミュニケーションのプロセスの中で、監査役等はどのような役割を果たすことが期待されるのでしょうか。

A. 制度を実効性ある形で運用するためには、三者間で、相互に監査の内容や執行側の業務の在り方について評価をすることが必要であり、監査役等には、三者の連携を主導する立場から積極的な役割を果たすことが期待されます。具体的な行動としては、以下のような例が考えられます。

- ・何らかの問題が発生した際には、執行側がポジションペーパー（統一見解書面）を作成し監査人とその処理方法について検討することになるが、その提出が遅いような場合には虚偽表示リスク上の懸念事項となり得るので、監査役等が監査人から情報を得る。
- ・ポジションペーパー提出の遅れについて経理部門の陣容に問題があるのであれば、体制の拡充を監査役等から執行側に進言する。
- ・経理部門にとって監査人の監査の方法や内容について指摘事項があれば、監査役等が執行側から情報を得る。

それぞれの問題点や指摘事項についての共有が進んでいないと思われるような場合には、監査役等が監査人や執行側それぞれに対して主導的に働きかけることで、情報の共有や緊

張感の維持に努めることが期待されます。

(4) 期末（監査報告書作成時）

**Q3-4-1 監査報告書作成段階における監査役等の対応**

監査人が監査報告書を作成する段階において、監査役等はどのような対応をすべきでしょうか。これまでの実務と異なる点はあるのでしょうか。

A. 監査人は、期末において監査報告書のドラフトを作成する段階で、期中に検討されてきた KAM 候補の最終的な絞り込み・決定を行います。したがって、監査役等は、監査人から提示される KAM のドラフトに対して、以下のポイントから確認することが考えられます。

1. KAM として選定される項目の中に、監査役等と協議が行われていないものが含まれていないか。
2. KAM の記載内容に事実と異なる内容が含まれていないか、また、誤解を与える表現になっていないか。
3. KAM として選定される趣旨が利用者にとってわかりやすくなるよう、会社の固有の情報が記載されているか。画一的な記載になっていないか（Q1-3-8 参照）。
4. KAM の記載に会社の未公表情報が含まれている場合、監査人の守秘義務が解除される正当な理由の範囲内か（Q1-3-3 参照）。

監査報告書の作成段階に至るまで十分な協議が行われていない場合には、作成段階で初めて KAM の項目や記載内容・詳細さの程度について見解の相違が顕在化するおそれがあり、そうした事態を可能な限り回避するために、期初の候補の選定や期中の見直しに際し、監査役等、監査人、執行側の間で綿密に協議を行うとともに、KAM の候補となる事項に関連する会社側の開示状況についても協議を尽くすことが望ましいと言えます。

そのような見解の相違が発生した状況において、監査役等は安易に妥協を促すべきではなく、執行側と監査人両者の見解を吟味し、負託を受けている株主等のステークホルダーにとって何が適切かについて執行側や監査人と協議を重ねることが求められます。

監査人の監査報告書の内容は、株主や投資家といった監査報告書の利用者の議決権行使や投資行動に影響を与える可能性がありますので、仮に執行側と監査人との間の重大な見解の相違が解消せずに監査報告書が公表された場合には、執行側としてはそれに対し自身の見解を何らかの形で開示することも考えられ、監査役等は、両者の見解の相違に対しどのような対応をしてきたのか、言い換えると善管注意義務を果たしているか、株主総会等で問われる可能性もあります。監査役等は、見解の相違については、自身の見解と対応につき説明できるように整理しておく必要があります（株主総会での対応については Q3-5 を参照）。

**Q3-4-2 具体的な選定事項や記載内容において監査役等と監査人の間に見解の相違があった場合の対応**

最終的に監査人が KAM の選定及び監査報告書への記載内容を確定する段階においても、選定事項や監査報告書における表現について監査役等と監査人との間に見解の相違があった場合、監査役等としてはどのように対応すべきでしょうか。

A. KAM は監査役等と協議された事項の中から選定されるものの、最終的には監査人が決定するものであり、必ずしも監査役等と監査人との間で見解が完全に一致していることが求められるわけではありません。期中から協議を重ねてもなお見解の一致に至らなかった事項が KAM として選定されたり、あるいは逆に選定されなかったりすることも考えられますし、監査報告書における表現についても最終的に見解の一致に至らないこともあり得ます。

KAM として選定される項目については、監査計画策定の段階から適宜 KAM 候補及びその内容について協議を重ねることにより、監査報告書作成の時点では重大な見解の相違が生じる可能性は少なくなり、仮に見解の相違が残るとしても、お互いの拠るべきところは明らかになっていると考えられます。監査役等が KAM に該当しないと考える事項が KAM に含まれている場合、又は KAM の表現に疑問がある場合は、再度、当期の監査における他の項目との相対的重要性の観点に基づき項目の選定が適切か、又は KAM の趣旨（監査人の守秘義務の観点を含む）に照らして記載内容が適切かについて監査人と協議する必要があります。監査役等が KAM に該当しないと考える事項を監査人が KAM 候補として監査すること自体を問題にする必要はありませんが、監査の効率性の観点から内容を確認する必要があります。また、監査役等が KAM とすべきと考えた事項が KAM として選定されていない場合でも、監査の過程でしっかりと対応できているかどうかを確認することにより、監査人の監査の方法の相当性を評価することが必要です。

また、監査報告書において監査役等の見解と異なる項目が選定されたり、異なる表現がなされた場合には、自身の見解と対応について説明できるように整理し、監査人、執行側に提示し、理解を共有するよう最後までコミュニケーションを深める努力を行う必要があります。

**Q3-4-3 会社法上の会計監査人の監査報告書における KAM の取扱い**

会社法上の会計監査人の監査報告書における KAM の取扱いはどうなるのでしょうか。

A. 企業会計審議会監査部会の議論では、現行の実務スケジュールを前提とすると会社法上の監査報告書に KAM を記載するには解決すべき課題があるとされたことから、会社法上の会計監査人の監査報告書への KAM の記載を義務付けることは見送られ、任意とされています。そのため、任意で記載するか否かについては、通常個社の事情を踏まえ、監査

契約締結時に執行側、会計監査人、監査役等の間で協議することになります。その一方で、株主の視点からは、計算関係書類の理解を深めるため、会計監査人の監査報告書に KAM が記載されることが望まれることも考えられます。

通常の場合、会社法上の会計監査人と金商法上の監査人は同一であり、会社法上の監査と金商法上の監査は実務上一体として実施されているため、会社法上の会計監査人としての監査報告書の作成までに KAM の選定及び記載内容が確定できるのであれば、会計監査人の監査報告書に KAM を記載することも考えられます。その場合、KAM の選定と記載内容の確定時期については、例えば、3月決算、6月末定時株主総会の会社では、現状の日程を前提とすると、5月の半ばには執行側による会社法上の開示内容の確定と会計監査人の監査報告書の作成が必要であり、実質的に相当程度（約1か月）の前倒しとなります。

しかしながら、現在の会社法と金商法の二元的な開示制度の下では、会社法上の注記や事業報告等の記載と有価証券報告書を比較すると情報量に差があります。現行の実務スケジュールの下で会社法上の会計監査人の監査報告書に KAM を記載する場合、情報量の少ない前者をベースに、あるいは未確定状態の有価証券報告書の記載内容に基づいて KAM を記載することとなりますので、とりわけ業態や事業の内容が複雑であったり、KAM の記載に際して監査人から追加の開示が求められるような場合には、かえって監査役等と監査人との間で見解の相違を生じさせるおそれもあります。また、会社法上の会計監査人の監査報告書の作成までに有価証券報告書の記載内容をほぼ確定させておくために、有価証券報告書を株主総会招集通知発送期限までに作成することも、1か月程度の前倒しが必要になると想定され、やはり難しいと言えます。

有価証券報告書提出会社においては日本特有の会社法と金商法の二元的な開示制度が大きな負担となっていることから、現在、事業報告等と有価証券報告書の一体的開示のための取組が議論されているところであり、会社法上の会計監査人の監査報告書に KAM を記載するか否かの問題については、今後の動向を注視していく必要があります。

#### **Q3-4-4 監査役等の監査報告書への影響**

監査役等の監査報告書の記載は、KAM によって何らかの影響を受けるのでしょうか。従来の内容を修正する必要があるのでしょうか。

A. 会社法に基づく会計監査人の監査報告書に KAM を記載することは、前述 (Q3-4-3) にあるとおり、会社法と金商法の二元的な開示制度の下で、開示対応を含めスケジュール的に対応が可能かなどを、会計監査人、監査役等及び執行側が個社の状況を踏まえて協議・検討し、慎重に判断する必要があります。また、監査役等の監査報告書への影響については、会社計算規則は、監査役等の監査報告書に最低限含めなければならない事項のみを定めており、記載が明示的に求められていない事項についても、監査報告の趣旨に沿っている限り、追加的に記載することができます。KAM は監査役等と協議した事項の中から監査人が特に

重要である事項として選定されますので、監査役等が会計監査人の監査の方法を評価するに当たって KAM 候補となった事項は考慮すべき事項の一つと考えられ、会計監査人の監査報告書への KAM の記載の有無にかかわらず、現行の会社計算規則でも監査役等の監査報告書において監査人と KAM について協議した旨並びにその概要に言及することは可能と考えられます<sup>7</sup>。ただし、通常監査役等の監査報告書や定時株主総会の場で KAM に関する議論を開示し、何らかの見解を示す必要が出てくるのは、会計監査人の対応に対し否定的な見解であり、しかもそれが監査の方法としての相当性に影響を及ぼす重大な見解の相違である場合に限られると思われ<sup>8</sup>。そして、会計監査人と十分なコミュニケーションを行っていれば、そのような重大な見解の相違が起こる可能性は極めて低いと想定されます。

前述を踏まえ、会社法に基づく会計監査人の監査報告書への記載の有無により、監査役等の監査報告書における取扱いを考えると、以下のようになります。

(1) 会社法上の会計監査人の監査報告書に KAM が記載されていない場合

監査役等の監査報告書の作成や定時株主総会の開催時点では、金商法に基づく監査人の監査報告書はほとんどの会社では発行されておらず、KAM の表現等については未公表の状況にあることも十分に想定されます。そのため、監査役等が会計監査人の監査の方法の相当性を判断するに当たり、会計監査人との KAM の議論を考慮するとしても、議論のベースが明らかではないことが考えられます。

もともと、極めてまれなケースと想定されますが、金商法上の監査人の監査報告書における KAM の記載が、会社法上の監査役等の監査報告書が作成されるまでに行われた会計監査人とのコミュニケーションの内容と異なっており、監査役等が当該 KAM の記載に対し否定的な見解を持つ場合には、その旨の意見表明を行わなければ当該 KAM の記載内容を相当と判断しているものと解釈されるおそれがあり、内容次第では監査役等が定時株主総会の場で質問を受けることも考えられます。ほとんどの会社では、定時株主総会の開催時には KAM の内容が確定していますので、Q3-4-1 にあるように自身の見解と対応について整理しておく必要があります（コメントをする際の留意点については Q3-5-3 を御参照ください）。

---

<sup>7</sup> 会社計算規則上、監査役等は会計監査人の監査の方法と結果の相当性の判断だけでなく、自身の監査の方法及び内容を監査報告書に記載することが求められていますので、会計監査人の監査報告書への KAM の記載の有無にかかわらず、自身が考える重点項目を監査報告に記載することは可能です。

<sup>8</sup> KAM として選定されるか否かにかかわらず、会計監査人が十分かつ適切な監査証拠を入手して監査意見に至っている場合には、監査の方法は相当であると判断されるため、監査役等が KAM に該当すると考える項目と異なる項目が KAM に選定されていることのみをもって監査の方法が相当ではないという判断に至ることはないと考えられます。

(2) 会社法上の会計監査人の監査報告書に KAM が記載されている場合

会社法上の会計監査人の監査報告書に KAM が記載されていて、監査役等が会計監査人の監査報告書における KAM の記載内容に否定的な見解を取る場合には、その旨を記載することが必要となります。KAM の記載内容について監査役等が意見を表明する場合にどのように行うかは、現状不透明であります。監査役協会が策定している監査報告書のひな型のように「会計監査人の監査の方法及び結果は相当である」と記載すれば、それまでの会計監査人との議論を踏まえて KAM の選定及び記載内容も相当であると判断したと解釈されるのではないかと考えられます<sup>9</sup>。したがって、監査役等が会計監査人の監査報告書における KAM の記載内容に否定的な見解で、かつ監査の方法の相当性の判断に影響がある場合には、その内容を会計監査人の監査の方法又は結果が相当でない理由として記載することになると考えられます。

会社法上の KAM の取扱いについては、会計監査人の監査報告書に KAM を記載してもよいということ以外にはこれまで議論はほとんどされておらず<sup>10</sup>、KAM が監査役等の監査報告書にどのような影響を及ぼすかについては、今後の動向を注視する必要があります。

(5) 株主総会に向けた対応

**Q3-5-1 株主総会で質問が予想される KAM**

株主総会で質問が予想される KAM は、どの時点での KAM でしょうか。

A. 多くの会社では、有価証券報告書は株主総会終了後に提出されるため、金商法上の監査報告書も株主総会終了後に公表されます。したがって、会社法上の会計監査人の監査報告書に任意で KAM が記載されない限り、株主は、株主総会の時点では約 1 年前に開示された有価証券報告書に含まれる監査報告書に記載された KAM しか知り得ないこととなります。しかしながら、多くの株主の関心は、株主総会終了後に提出される監査報告書における KAM の内容にあると思われ、1 年前に開示済みの KAM についての質問も、提出予定の当

<sup>9</sup> 会社法上は、会計監査人の監査が相当ではないと認めたときにその旨と理由を監査役等の監査報告書に記載することが求められている（会社計算規則第 127 条第 2 号（監査役設置会社）、第 128 条第 2 項第 2 号（監査役会設置会社）、第 128 条の 2 第 1 項第 2 号（監査等委員会設置会社）、第 129 条第 1 項第 2 号（指名委員会等設置会社））。

<sup>10</sup> 法務省からは、KAM は会社計算規則第 126 条第 1 項第 1 号にいう「会計監査人の監査の方法及びその内容」に含まれると整理することができるとの考えが示されている一方、実務のあり方、ニーズに合わせて法務省令を整備する観点からは、会社法に基づく会計監査報告の内容として KAM に関する事項を加えるべきとの議論次第では、会社計算規則においても会計監査報告の内容として KAM に関する記載を加えることも検討するとの考えも示されています（平成 30 年 1 月 26 日、企業会計審議会第 41 回監査部会議事録・竹林俊憲幹事（法務省民事局参事官））、現時点で会社法上の KAM の位置付けは明確化されていないのが現状です。



年度の金商法上の監査報告書における KAM の項目がどのように変化しているのか、監査期間中にどのような議論が行われたのかといったものになるのではないかと考えられます。一方、これらの質問に対する答弁内容は、株主総会当日では有価証券報告書は未提出のため、限定的にならざるを得ない面があると考えられます。

### **Q3-5-2 株主総会での KAM に関する質問に備えて会社として準備すべき事項**

株主総会において株主からの KAM に関する質問に備え、会社として事前に準備すべき事項は何でしょうか。備えとして、監査人に株主総会への出席を求めるべきでしょうか。

A. 株主の質問が想定される事項について想定問答を作成することとなりますが、回答の内容に加えて、誰が回答すべきかを執行側、監査役等、会計監査人の間で協議の上、決定する必要があります。KAM の選定理由や監査上の対応に関して株主から質問がなされることが考えられますが、後述のとおり、会計監査人が株主総会で意見を述べるには株主総会の決議が必要となりますので、決議に応じて会計監査人が回答を分担する場合は、速やかに回答できるように会計監査人に別室で待機してもらうなどの対応が必要となります。会計監査人が不在となる場合<sup>11</sup>は、会計監査人と協議を行っている監査役等が回答を求められる可能性があります（Q3-5-3 参照）<sup>12</sup>。

会社法上の会計監査人の監査報告書に KAM の記載がない場合、KAM に言及した質問としては、Q3-5-1 に記載したとおり、多くの場合未発行の監査報告書における KAM に関するものと考えられます。そこで、監査計画策定の段階から、前年の KAM の取扱いについて意見交換を行い、監査報告書作成時には、変化とその理由を明確にしておく必要があります。

選定を行う会計監査人（監査人）が株主総会で意見を述べることは、計算書類が法令又は定款に適合するかどうかについて監査役等と意見が相違する、若しくは会計監査人の出席を求める株主総会の決議がある場合に限られます（会社法第 398 条第 1 項、第 2 項）。KAM の選定状況についての質問とその後の応答の結果出てくる質問が考えられますが、KAM は意見表明ではありませんので前者には該当せず、会計監査人が対応するためには株主総会の決議が必要となります<sup>13</sup>。会計監査人に対応してもらうために会社側が動議（会社法 309 条第 5 項但書）を提出できるかについては、学説が分かれていることに加え、

<sup>11</sup> 株主総会で会計監査人の出席を求める決議がなされた場合には監査人は出席義務を負いますが、例えば他社との総会開催日の重複等により、出席を確保するための努力がなされたにもかかわらず出席ができないケースが考えられます。

<sup>12</sup> 株主総会が認めた場合、会計監査人の見解を監査役等が代読する方法もありますが、株主に対する説明責任の観点からは可能な限り会計監査人が出席できる方法を検討すべきと考えられます。

<sup>13</sup> 同条 1 項は監査意見についての相違についての規定であり、KAM について見解の相違がある場合は該当しないとされています。そのため、株主総会において KAM に関し監査人の出席が求められるのは、同条 2 項に基づく決議によることになると考えられます。

そもそも株主総会の決議が得られない場合も考えられますので、監査役等はそういった事態に備えて対応を想定しておく必要があります<sup>14</sup>。

応答の結果出てくる質問については、例えば以下のようなものが考えられます。

- ・ KAM として選定された項目についての詳細
- ・ 当該リスクが発現するトリガーは何か
- ・ 当該リスクが発現した場合のインパクトはどの程度か
- ・ 最終的に KAM に選定された事項以外に候補に挙げたものは何か
- ・ KAM に選定されるような大きなリスクを生じさせた取引の意思決定プロセス
- ・ 当該取引に関する契約や支出の経緯、妥当性
- ・ ビジネスリスクを適切にマネジメントしているか
- ・ 内部統制システムの運用状況や有効性

こうした事項についてはまずは執行側が対応することになると思われる一方、監査役等と監査人のコミュニケーション（KAM の選定についてどのようなコミュニケーションを行ったのか）や監査役等の見解に関する事項であれば、監査役等が対応すべきこととなります。

会社法上の会計監査人の監査報告書に KAM の記載がある場合は、監査役等が行った KAM の内容の相当性の判断について監査役等に説明が求められることが考えられます。

#### **Q3-5-3 監査役等に対し KAM に関する質問があった場合の対応**

株主総会において株主から監査役等に対して KAM に関する質問があった場合に、どのように対応すべきでしょうか。

A. 監査役等が対応すべき事項については前述のとおりですが、監査役等は KAM の選定主体ではないので、監査人とのコミュニケーションの状況についての説明と監査役等としての見解を示すことが基本となります。加えて、会社法に基づく会計監査人の監査報告書に KAM が含まれている場合や有価証券報告書が株主総会前に提出されている場合は、それらに記載された KAM について監査役等としての見解も求められる可能性があります。

また、対応に際して未公表情報に言及せざるを得なくなることも考えられます。監査役等は、適切な表現になっているか留意するとともに、フェアディスクロージャーの観点も考慮して答弁する必要があり、必要に応じ執行側に開示を働きかけることも重要です。

<sup>14</sup> 株主総会付議を確実なものとするために、あらかじめ株主総会の議題に含めておく方法も考えられます。

## 4. その他

### Q4-1 KAM 導入と監査役等の法的責任

監査基準の改訂により、監査人の監査報告書に、KAM 記載の他にも、(会社法上、金商法上のいずれにおいても) 監査役等の責任として「監査役等には、財務報告プロセスを監視する責任がある」旨が記載されることとなりました。これによって、監査役等に新たな責任が生じるのでしょうか。

A. 法令で規定されている監査役等の責任が変わる趣旨ではありません。監査役等の責任の法的根拠は会社法であり、財務報告プロセスの監視も取締役等の職務執行の監査の範囲内にあります(そのため当協会が公表している「内部統制システムに係る監査の実施基準」の「第4章 財務報告内部統制の監査」で扱っています)。こうした前提を踏まえた上で、財務報告の観点から、監査役等の監視責任の重要性を確認する意味で監査人の監査報告書に明記されることになりました。

### 【参考資料】

・「改訂監査基準の概要－監査上の主要な検討事項(KAM)の導入－」(2018年8月更新)  
(JICPAによる、監査基準の改訂とKAM導入についての解説資料)

[https://jicpa.or.jp/news/information/0-24-0-0-20191023\\_1.pdf](https://jicpa.or.jp/news/information/0-24-0-0-20191023_1.pdf)

・監査基準委員会報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」(2019年2月27日公表)

(監査人側のKAM導入に関する実務指針)

[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20190227aei.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20190227aei.html)

・監査基準委員会研究報告第6号「監査報告書に係るQ&A」(2020年5月22日改正)  
(監査人側のKAM導入に係る実務について具体的な解説を提供するQ&A集)

[https://jicpa.or.jp/specialized\\_field/20200522cth.html](https://jicpa.or.jp/specialized_field/20200522cth.html)

その他、JICPAホームページ内KAM関連情報リンク集

<https://jicpa.or.jp/news/information/2016/20160805ide.html>

【月刊監査役収録の KAM 関連記事（著者名敬称略、肩書は掲載当時のもの）】

- ①【特別対談】 KAM 適用に当たっての留意事項について～監査役等の視点から～  
（日本公認会計士協会 監査基準・品質管理基準担当常務理事 志村 さやか／日本監査役協会 副会長 中村 豊明）〔2020 年 4 月号〕
- ②【第 89 回 監査役全国会議】 シンポジウム分科会 第 2 分科会 監査役等を巡る最近の制度改革への対応－KAM 等、開示制度の充実に関して－  
（日本公認会計士協会 常務理事／EY 新日本有限責任監査法人 シニアパートナー 志村 さやか／株式会社日立製作所 取締役監査委員・日本監査役協会 会計委員会 委員長 中村 豊明／公益社団法人日本監査役協会 専務理事 永田 雅仁）〔2020 年 2 月臨時増刊号〕

以上

日本監査役協会 会計委員会 第47期委員

(敬称略、肩書は検討当時のもの)

委員長	中村 豊明	(株)日立製作所 取締役監査委員
専門委員	弥永 真生	筑波大学大学院ビジネス科学研究科 教授
専門委員	志村 さやか	日本公認会計士協会 常務理事
委員	増山 洋一	北海道軌道施設工業(株) 監査役
委員	皆川 邦仁	ソニー(株) 取締役監査委員
委員	朝倉 祐治	(株)小森コーポレーション 常勤監査役
委員	川島 勇	日本電気(株) 監査役
委員	塩谷 公朗	三井物産(株) 常勤監査役
委員	丹羽 卓三	タキヒヨー(株) 常勤監査役
委員	松田 昌樹	トラスコ中山(株) 常勤監査役
委員	大野 和人	(公社)日本監査役協会 専務理事
事務局	山形 昭夫	(公社)日本監査役協会
事務局	小平 高史	(公社)日本監査役協会
事務局	小西 真理	(公社)日本監査役協会

公益社団法人日本監査役協会  
Japan Audit & Supervisory Board Members Association  
<http://www.kansa.or.jp>

本 部	〒100-0005	東京都千代田区丸の内 1-9-1 丸の内中央ビル 13 階 TEL 03 (5219) 6100 (代)
関西支部	〒530-0004	大阪市北区堂島浜 1-4-16 アクア堂島西館 15 階 TEL 06 (6345) 1631 (代)
中部支部	〒460-0008	名古屋市中区榮 2-1-1 日土地名古屋ビル 9 階 TEL 052 (204) 2131 (代)
九州支部	〒812-0013	福岡市博多区博多駅東 2-1-23 サニックス博多ビル 4 階 TEL 092 (433) 3627 (代)